

常滑市教育委員会中学生学習支援事業業務委託
公募型プロポーザル 実施要領

令和7年8月

常滑市教育委員会中学生学習支援事業業務委託
公募型プロポーザル審査委員会

1 業務の目的、プロポーザル方式により受託候補者を特定する理由

(1) 業務の目的

生活困窮者自立支援法（平成25年法律第105号）、並びに第二次常滑市教育大綱に基づき、生活困窮世帯の子どもに対する学習の支援及び学習の場の提供等を行うことにより、一人一人の需要に応じた教育支援体制の構築を始め、学力の向上と学習意欲の向上、及び学習習慣の定着を図り、誰一人取り残さない教育の実現を目指すもの。

(2) プロポーザル方式により受託候補者を特定する理由

当該業務について、中学生への充実した、質の高い学習機会の提供、進路形成の実現のためにも、価格のみの競争ではなく、豊富な経験と高い専門性の有無や適切な業務体制、生徒の安全管理等について総合的に判断し、最適な事業者を選定する必要があるため。

2 業務概要

(1) 業務名

常滑市教育委員会中学生学習支援事業業務委託

(2) 業務場所

常滑市役所 1階会議室（場合によって変更あり）

(3) 業務内容

仕様書のとおり

(4) 履行期間

契約締結日から令和8年3月31日まで

※受託者は契約締結日から令和7年10月13日までを準備期間とし、支援員の確保、統括体制の確立などを行うものとする。ただし、準備期間中に発生した費用は事業者の負担とする。

(5) 提案限度額

1,969,900円

3 実施するプロポーザル方式の型

公募型プロポーザル

4 提案資格要件

本プロポーザルに提案する者は次に掲げる要件を全て満たすこと。

① 法人格を有すること。

② 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項（同令

第 167 条の 11 第 1 項において準用する場合を含む。) の規定に該当する者でないこと。

- ③ 参加表明書提出期限の日から受託候補者特定の日までの期間において、常滑市指名停止取扱要綱（平成 20 年要綱第 4 号）による指名停止の措置を受けていない者であること。
- ④ 次の申立てがされていないこと。
 - ア 破産法第 18 条又は第 19 条の規定による破産手続き開始の申立て
 - イ 会社更生法第 17 条に基づく更正手続き開始の申立て
 - ウ 民事再生法第 21 条の規定による再生手続きの申立て
- ⑤ 「常滑市が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書」（平成 24 年 3 月 1 日付常滑市長・常滑警察署長締結）に基づく排除措置を受けていないこと。
- ⑥ 一般社団法人日本情報経済社会推進協会の認定するプライバシーマークや、ISO(国際標準化機構)27000 シリーズの 27001 の認証等、個人情報情報を扱ううえでの必要な資格を取得していること。
- ⑦ 教育委員会が発注する事業を受託し、令和 6 年度末までの直近 3 年間に愛知県を含む地域で複数件の事業を完了した実績があること。
- ⑧ 委託者との連絡調整や対象者への支援が円滑に実施できるよう、愛知県内に事務所または事業所を有すること。

5 受託候補者決定までのスケジュール

項目	日程
実施要領のホームページ掲載	令和 7 年 8 月 15 日
質問の受付期限	令和 7 年 8 月 21 日午後 5 時
質問に対する回答	令和 7 年 8 月 22 日
参加表明書提出期限	令和 7 年 8 月 27 日午後 5 時
提案資格の確認通知及び提案書の提出要請	令和 7 年 8 月 29 日
現地見学会（参加資格者が希望する場合）	令和 7 年 9 月 1 日
提案書提出期限	令和 7 年 9 月 5 日午後 5 時
プレゼンテーションによる審査	令和 7 年 9 月 10 日予定
審査結果通知、公表	令和 7 年 9 月 12 日予定

6 質問の提出及び回答

(1) 提出方法

質問がある場合は、質問書（様式5）に質問事項を記入の上、電子メールに添付して送信すること。

件名：常滑市教育委員会中学生学習支援事業業務委託公募型プロポーザル（質問）

法人名〇〇

メールアドレス：gakkokyo@city.tokoname.lg.jp

※市は、質問書を受付後、確認の電子メールを送付する。

(2) 提出期限

令和7年8月20日 午後5時

(3) 質問書に対する回答

質問者全員に全質問事項とその回答を電子メールで送信します。なお、質問事項の内容が重複している場合は、事務局で整理の上回答します。

7 参加表明

本プロポーザルへの参加を希望する者は、以下のとおり書類を提出すること。

(1) 提出書類

- ① 参加表明書（様式1）
- ② 法人概要書（様式4）
- ③ 法人概要（会社案内やパンフレット等）

※提出書類の様式は常滑市ホームページからダウンロードすること。

(2) 提出場所及び提出方法

持参、郵送又は電子メールで、常滑市教育部学校教育課に1部提出すること。

※郵送の場合は、提出期限必着とする。

※送付先は「14 担当部課及び連絡先」を参照すること。

(3) 提出期限

令和7年8月27日 午後5時

8 提案方法

参加表明者の提案資格の確認後、選定通知書（様式2）及び提案書提出要請書（様式3）の送付を受けた者は、以下のとおり提出書類を提出すること。

(1) 提出書類

- ① 法人概要書（様式4）

- ② 提案書（様式 6）
- ③ 企画提案書（任意様式）

「常滑市教育委員会中学生学習支援事業業務委託仕様書」（別紙 1）に基づき、次の事項を踏まえて提案すること。

形式は原則 A 4 判（図表は A 3 判を A 4 判に折り込むことも可）、文字サイズ 12 ポイント以上で 15 ページ以内の印刷物とする。

ア 業務内容
<ul style="list-style-type: none"> ・ 学習支援や進路支援等の実施方法の提案（教科、指導形式等） ・ 配慮が必要な生徒の支援についての考え方と実施方法 ・ 個人の学習状況・学力に応じた支援の実施方法 ・ 生徒からの意見・要望・相談に対する対応
イ 業務体制
<ul style="list-style-type: none"> ・ 責任者、支援員等の配置体制 ・ 支援員等の資質向上のための研修の機会の確保及び指導・フォロー体制
ウ 生徒の安全管理等
<ul style="list-style-type: none"> ・ 事故発生時等（事故、けが、疾病等）の迅速な対応 ・ 必要時の連絡体制 ・ 個人情報管理の体制
エ 事業者
<ul style="list-style-type: none"> ・ 生徒への学習支援に対する基本的な考え方 ・ 準備期間から本格稼働へ移行後も円滑な運営ができる事務局体制 ・ 準備期間から本格稼働までの実施スケジュール

- ④ 提案価格書（様式 7）
- ⑤ その他参考資料（任意様式）

会社案内、パンフレット等

※提出書類の様式は常滑市ホームページからダウンロードすること。

（2）提出場所及び提出方法

持参又は郵送にて常滑市教育部学校教育課に前項（1）の①～⑤を1部として、6部を提出すること。

うち1部を正本とするため、②提案書、④提案価格書は押印した原本を提出すること。残り5部の提案書、提案価格書はそのコピーで構わない。

※郵送の場合は、提出期限必着とする。

※送付先は「14 担当部課及び連絡先」を参照すること。

(3) 提出期限

令和7年9月4日 午後5時

(4) 提案書の取り扱い

- ① 提案書提出後の記載内容の変更は認めない。
- ② 提案書の作成、提出及びプレゼンテーション等に要する費用は、提出者の負担とし、提出された提案書は返却しないものとする。
- ③ 提出された提案書等は、受託候補者を特定する目的にのみ使用し、提出者に無断でその他の目的には使用しない。
- ④ 提出された提案書等は、必要に応じて複製することもあり得る。

9 審査方法

常滑市が設置する審査委員会において、提案書及びプレゼンテーションの内容により総合的に審査を行い、受託候補者を特定する。

なお、審査委員会は非公開とし、審査委員及び審査の経過や結果など審査に関する問合せ及び異議申し立ては一切受けないものとする。

プレゼンテーションの順番は、参加表明書の受付順とし、会場及び開始時間等の詳細については別途通知する。

(1) プレゼンテーション審査

- ① 実施日：令和7年9月10日 予定
- ② 出席者：提案事業に関わる職員等3人以内
- ③ 説明時間：40分以内（説明20分、質疑20分）
- ④ その他：プレゼンテーションは提出した提案書のみで行うこととし追加資料等の配布は認めない。

提出された提案書によるプレゼンテーションとするが、スクリーン等を用いてプレゼンテーションできるものとする。
なお、プロジェクター、スクリーン、電源は常滑市が用意する。

11 評価方法及び評価基準

(1) 評価方法

市が設置する審査委員会において、提案書及びプレゼンテーションの内容により(2)の評価基準を元に審査し、提案者ごとの評価点の合計を算出する。各審査委員が全提案者に対する採点順位を付け、各委員の採点順位1位の数が最も多い提案者を受託候補者とする。提案者が最低限満たすべき点数の基準は6割以上(合計点)とし、この基準を満たす者がいない

場合は、再度選定等を行うものとする。なお、提案者の数が1である場合においても審査を行う。

1位の数が最も高い事業者が2者以上ある場合は、①～③の評価項目の点数の合計が最も高い事業者を受託候補者とする。それでもなお同点の場合は、価格が最も低い事業者を受託候補者とする。

(2) 評価基準

評価項目・内容		配点												
① 業務対応	<ul style="list-style-type: none"> ・ 生徒の学習支援内容 ・ 個人に応じた支援 ・ 要配慮生徒への対応 ・ 要望・相談対応 	40												
② 業務体制	<ul style="list-style-type: none"> ・ 管理者の配置 ・ 人材確保・人材育成 ・ 支援員等の配置 	20												
③ 児童の安全管理等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 緊急時の対応 ・ 個人情報管理 ・ 連絡体制の確保 	15												
④ 事業者	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業者概要 ・ 運営方針 ・ 運営実績 	20												
⑤ 価格評価	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">割合</th> <th style="text-align: center;">点数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>提案限度額の60%未満</td> <td style="text-align: center;">5点</td> </tr> <tr> <td>60%以上 70%未満</td> <td style="text-align: center;">4点</td> </tr> <tr> <td>70%以上 80%未満</td> <td style="text-align: center;">3点</td> </tr> <tr> <td>80%以上 90%未満</td> <td style="text-align: center;">2点</td> </tr> <tr> <td>90%以上</td> <td style="text-align: center;">1点</td> </tr> </tbody> </table>	割合	点数	提案限度額の60%未満	5点	60%以上 70%未満	4点	70%以上 80%未満	3点	80%以上 90%未満	2点	90%以上	1点	5
割合	点数													
提案限度額の60%未満	5点													
60%以上 70%未満	4点													
70%以上 80%未満	3点													
80%以上 90%未満	2点													
90%以上	1点													
合 計		100												

(3) その他

受託候補者が辞退した場合、または受託候補者がその資格を喪失した場合は、次点の事業者を受託候補者として特定する。

12 審査結果の通知及び公表方法

(1) 結果の通知

全ての提案事業者に特定（非特定）通知書（様式8）により通知する。

なお、特定されなかった提出者は、書面によりその理由についての説明

を求めることができる。

(2) 公表方法

受託候補者の特定結果については、常滑市ホームページで公表する。

13 その他留意事項

- ① 本プロポーザルに参加する者は、実施要領を熟読し、これを遵守すること。
- ② 企画提案は1事業者1提案とする。
- ③ 提出後の提案書の訂正、追加及び再提出は認めない。
- ④ 参加表明を取り下げの場合は、令和7年9月1日 午後5時までに常滑市教育部学校教育課へ電子メールで連絡すること。
- ⑤ 提案書に記載された実施体制（業務担当責任者、総括管理者等）の受託後の変更は、原則認めない。
- ⑥ 提出書類に虚偽があったとき、提案資格を満たさないことが判明したときは、失格とする。
- ⑦ 電子メールの通信事故があった場合でも、常滑市は一切の責任を負わない。
- ⑧ プロポーザルにおいては、本業務に適した受託候補者を選定するのみであり、契約を締結するまでは市と契約関係は生じない。市は、受託候補者との間で、提案書を踏まえた協議を行なった上で、地方自治法第234条に定める随意契約の方法により契約を締結するものとする。

14 担当部課及び連絡先

常滑市教育部学校教育課

〒479-8610 常滑市飛香台3丁目3番地の5

電話 0569-47-6129（直通）

メールアドレス：gakkokyo@city.tokoname.lg.jp